

平成20年度における調査の方針について

1 平成20年度調査の方針

平成19年度までの調査は、農薬散布にかかる飛散等の実態を把握するための調査が主であり、これについてはある程度の知見が集積できたと考える。このため、平成20年度は、個別の散布にあたって参考となる調査に重点を置くこととし、農薬散布後の立ち入り禁止区域の範囲や期間に関連する調査を行うこととする。

2 平成20年度調査方針に基づく調査の方向性について

本調査では立ち入り禁止範囲や期間による曝露量の違いについて調査することとし、以下に掲げる各項目を調査することとするが、なお、実施に当たっては、予算、実施場所等により変更もあり得る。

(a) 立ち入り禁止範囲(水を散布)

今までの調査結果から、農薬散布中及び散布直後が最も気中濃度が高いことが判明しており、液剤の場合はその時点での主な曝露源はミストと考えられる。なお、粉剤はドリフトが多いことから住宅地等において優先して選択すべき剤型ではないと整理し、今回調査は行わない。

このため、樹木に対して水を散布し、周囲への到達落下範囲を調査することとする(感水紙による試験)。その際、調査項目としては以下のものとする。

共通事項：感水紙により周囲への到達落下範囲を把握。なお、感水紙の変色量により、ある程度定量的な検討を含む。

樹木の高さによる違い(高木～低木の複数の樹高のもの)

樹形等による違い：同じ樹高でも枝の広がりや葉の量により、散布量や飛散パターンが変化することが予想される。

ノズル(慣行・飛散低減ノズルの違い等)による違い

散布方向による違い：高木に散布する場合、地上から上に向けて散布する場合と、横あるいは上から散布する場合で飛散範囲が変化することが予想される。

風速による違い：無風、微風等、通常農薬散布が行われる範囲内でも、風の強さによる飛散範囲の変化が予想される。

(b) 立ち入り禁止期間(農薬を散布)

農薬散布にあたり最も高濃度が検出される地点において十分減衰するまでの期間が立ち入り禁止期間となると考える。

したがって、高木が複数存在する散布区域を設定し、その散布区域の中に調査地点を置き気中濃度低減の調査を行うとともに、当該地点周辺における葉及び土壌での残

留量を計測する。

なお、試験条件としては、平成19年度の結果を踏まえ、高温期に実施することとする。

- ・対象農薬：MEP，DEP，エトフェンプロックス、イソキサチオン
- ・調査期間：（気中濃度）農薬散布1日後まで
（土壌） 農薬散布14日後まで
（葉） 農薬散布7日後まで

3 除草剤に係る試験

「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果について（平成19年1月31日）（4）使用農薬について」において、自治体での使用頻度の高い除草剤としてグリホサートがあげられている。

このため、グリホサートを散布した場合、どの程度飛散するのか、散布後いつ頃まで気中から検出されるのか、散布地点の土壌の残留はどうか等の調査を行うこととする。